

石川県業務改善奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の交付決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号。以下「規則」という。）を準用し、知事を運営委員長に読み替えて運用するほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(奨励金の交付)

第2条 この要綱は、石川県業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第3条 県奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 石川県内に事業場があること。
- (2) 国助成金について、令和5年10月8日以降に交付申請を行ない、令和8年2月27日までに交付確定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 国助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする事。）をした事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (7) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。

- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (13) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等県奨励金の交付が適当でないことと認められる事業者でないこと。

(助成対象経費及び助成率等)

第4条 県奨励金の対象は、令和5年10月8日以降に交付申請を行ない、令和8年2月27日までに交付確定の通知を受けているものとする。

- 2 県奨励金の助成対象経費は及び助成率は、別表1のとおりとする。
- 3 県奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 県奨励金の助成上限額は別表2のとおりとする。ただし、事業所規模が30人未満の場合、県奨励金の助成上限額は別表2-2のとおりとする。

(奨励金の交付の申請)

第5条 県奨励金の交付を受けようとする事業者は、石川県業務改善奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を令和8年3月10日までに、運営委員長に提出しなければならない。

- 2 前項の奨励金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 誓約・同意書(様式第2号)
 - (2) 国助成金交付決定通知書(国助成金交付要綱 様式第2号-1)
 - (3) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書(国助成金交付要綱 様式第11号)の写し
 - (4) 国助成金実績報告書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号)
 - (5) 国庫補助金精算書(国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)
 - (6) 事業実施結果報告書(国助成金交付要綱 様式第9号別紙2)
 - (7) その他運営委員長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 運営委員長は、県奨励金の交付の申請書があったときは、当該申請に係る書

類の審査を行い、県奨励金を交付すべきことが適当と認めたときは、県奨励金の交付決定を行い、県奨励金の交付を申請した者に文書によりその旨を通知するものとする。

- 2 運営委員長は、県奨励金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。
- 3 県奨励金の額の確定を受けた事業者は、すみやかに石川県業務改善奨励金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 県奨励金の交付を申請した事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から10日以内に石川県業務改善奨励金取下げ申請書（様式第3号）を運営委員長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第8条 運営委員長は、県奨励金の交付決定を受けた事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第9条 運営委員長は、交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、県奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、県奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 県奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の運営委員長の指示に従わなかったとき。

（奨励金の返還）

第10条 運営委員長は、前条の規定により県奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に県奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（帳簿の備付等）

第11条 県奨励金の交付を受けた事業者は、助成事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（予算が不足する場合の措置等）

第12条 運営委員長は、第5条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することがで

きる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか県奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年3月9日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

対象経費	県補助率		
国の業務改善助成金の 対象経費支出済額（※）	国の助成金の助成率 （※）が 3/4 の場合	国の助成金の助成率 （※）が 4/5 の場合	国の助成金の助成率 （※）が 9/10 の場合
	1/8	1/10	1/20

※業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。

別表 2

（単位：円）

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県補助上限額		
			助成率 1/8 （国の助成率 3/4 の場合）	助成率 1/10 （国の助成率 4/5 の場合）	助成率 1/20 （国の助成率 9/10 の場合）
30 円 以上	1 人	300,000	50,000	38,000	17,000
	2～3 人	500,000	83,000	63,000	28,000
	4～6 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	7人以上	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	10人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
45 円 以上	1 人	450,000	75,000	56,000	25,000
	2～3 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7人以上	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	10人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	7人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	2～3 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	4～6 人	2,700,000	450,000	338,000	150,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

別表 2-2

(単位：円)

最 低 賃 金 引 上 げ 額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県補助上限額		
			助成率 1/8 (国の助成率 3/4 の場合)	助成率 1/10 (国の助成率 4/5 の場合)	助成率 1/20 (国の助成率 9/10 の場合)
30 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7 人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
	10 人以上	1,300,000	217,000	163,000	72,000
45 円 以上	1 人	800,000	133,000	100,000	44,000
	2～3 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	4～6 人	1,400,000	233,000	175,000	78,000
	7 人以上	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	10 人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	2～3 人	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	4～6 人	1,900,000	317,000	238,000	106,000
	7 人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10 人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	1,700,000	283,000	213,000	94,000
	2～3 人	2,400,000	400,000	300,000	133,000
	4～6 人	2,900,000	483,000	363,000	161,000
	7 人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10 人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000